



# 決 定 書

異議申出人  
高知県高知市八反町2-2-17  
レジデンス藤207号  
藤島 利久

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成26年4月7日付けで提起された同年3月23日執行の大阪市長選挙（以下「本件選挙」という。）に係る選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議申出を棄却する。

### 第1 申出の要旨

申出人は、当委員会に対し、本件選挙は無効である旨の決定を求め、本件異議申出を行ったものである。

その理由とするところは、概ね次のとおりである。

- 1 本件選挙において、特定の候補者側から選挙の自由を妨害された結果負傷したことにより、申出人は丸々3日間程度通常選挙運動ができず、結果としてその後の選挙戦に多大な悪影響を及ぼした（要旨1）。
- 2 マスコミが特定の候補者以外の候補者の政策を報道しなかったことから、有権者が錯誤に陥って投票行動に及び、投票結果に異動が生じた虞がある（要旨2）。

### 第2 決定の理由

#### 1 本件異議申出の要件

当委員会は、本件異議申出の要件審理において一部不適法と認められる点があったことから、申出人に補正を命じたところ、補正がされ、本件異議申出は適法なものと認められたので、これを受理するものとした。

#### 2 当委員会の判断

およそ選挙の効力に関する争訟においてその選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条

第1項の規定により、「選挙の規定に違反して」選挙が行われ、かつ、その規定違反によって「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られるものである。

この「選挙の規定に違反して」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること又は明文の規定に違反しなくても選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行をしたことであると解されている（昭和24年7月13日最高裁判所大法廷判決、昭和27年12月4日最高裁判所第一小法廷判決）。

なお、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうと解されている（昭和29年9月24日最高裁判所第二小法廷判決）。

そこで、この規定に基づき、以下申出人の主張を検討する。

(1) 要旨1について

申出人は、要旨1において法第225条の規定による選挙の自由妨害罪に該当する行為があり、本件選挙が無効である旨を主張している。

選挙の効力における争訟において選挙が無効とされるのは、上記のとおり法第205条第1項の規定によるところ、選挙管理の任にある機関とは、選挙管理委員会、選挙長、投票管理者等を意味し、そもそも特定の候補者側は選挙管理の任にある機関にはあたらない。

仮に特定の候補者側の行為が、申出人が主張するように、法第225条の選挙の自由妨害罪に該当する行為であったとしても、このような選挙罰則に関する規定違反があったことは、選挙の無効原因としての選挙の規定違反に該当しないことは、過去の最高裁判決において確立された考え方である（昭和30年8月9日最高裁判所第三小法廷判決、昭和61年2月18日最高裁判所第三小法廷判決）。

もともと、かような違法行為によって、選挙の自由公正が失われ、選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正は失われたものとして、選挙を無効としなければならないことも考えられないではないが、申出人の要旨1に関する主張にかかる事実が仮に認められるとしても、これによって選挙区内の選挙人全般の自由な判断による投票が阻害されたとは考えられず、申出人の要旨1に関する主張には、理由がない。

(2) 要旨2について

上記(1)のとおり、マスコミ等の報道機関は、そもそも選挙管理の任にあ

る機関にはあたらない。さらに、申出人はマスコミが特定の候補者以外の候補者の政策を報道しなかったことから有権者が錯誤に陥ったとする主張について、これを裏付ける具体的事実の主張も証拠の提出も一切していない。

仮に報道の状況において、各候補者の取扱に差異があることは認められるとしても、これはニュース性の相違から生じたものであり、かかる取扱の差異をもって新聞紙、雑誌が表現の自由を濫用し選挙の公正を害する行為（法第148条第1項ただし書）を行ったと評価することは出来ない。

また、そもそも法第148条第1項ただし書に違反する行為があったとしても、かかる違法は、法第235条の2第1号による刑事上の責任の原因となるだけであって、法第205条にいう選挙の規定違反ではなく選挙無効の原因となるものではないことは、上記(1)のとおり過去の最高裁判決において確立された考え方である。

もっとも、厳格な意味では選挙の規定違反にあたらない場合でも、選挙の自由公正が失われ、選挙人全般がその自由な判断によって投票することが妨げられたような場合には、選挙を無効としなければならないことも考えられないではないが、本件異議申出に適示された事由がこのような例外的な場合に該当するとは考えられず、申出人の要旨2に関する主張には、理由がない。

3 以上のとおり、申出人の主張はいずれも失当であって、本件選挙につき法第205条第1項の無効事由は認められない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成26年5月2日

大阪市選挙管理委員会

委員長 大屋 登 史 子